

令和5年3月23日

瀬戸市議会議長 水野 良一 様

報告書

～ 公文書の適正な管理に向けて ～

総務生活委員長 浅井 寿美

1 はじめに

近年、国や地方公共団体における公文書の改ざんや不適切な廃棄等、公文書の問題が発生しています。瀬戸市においては、不開示決定に対する審査請求についての瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会答申の補足意見では、事務事業の意思形成過程や決定過程並びに事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるようする等、公文書の作成及び管理について度々厳しく指摘されており、本市も「対岸の火事」ではありません。

瀬戸市の現状を踏まえ、公文書の不適切な取扱いは、当該文書の元となる行政活動に対する信頼を損ない、議会や住民との協働も困難になることが考えられるため、当委員会の重要事項と位置付け調査研究に取組みました。

2 調査・研究の概要

(1) 例規整備の現状

本市の文書取扱いに関する例規整備は「文書取扱規程」という市長の訓令のみで、他の執行機関もこれに倣うこととしています。執行機関における手続きの意思形成過程や意思決定での事務の跡付け及び検証が出来るよう公文書を作成しなければなりません。現行の文書取扱規程はマニュアル（仕様書）であり、条例ではないため、文書が確実に作成されるかどうか不安定な状況といえます。

(2) 先進事例の視察

前犬山市長山田拓郎氏は、「公文書の問題について、規則では仕組みとして脆弱であり、時の為政者や市の都合で何とでもできてしまう。条例化は、行政、政治への信頼に結び付く」と発言されていました。そこで公文書管理条例を制定している犬山市に出向くこととし、条例制定に至る過程や制定後の状況など、行政視察を行いました。

(3) 審査会答申の分析

- ①「鉾山採掘跡地土地利用計画」に係る関係機関との協議の文書作成・保存記録が一切存在していなかったため、「作成すべき文書が作成されておらず適正な管理がされていなければ、情報公開制度の円滑かつ適正な運用が出来なく、公文書を確実に作成するなど文書の適正な管理を強く要望する」とする意見。
- ②ホテル誘致事業に関する当審査会では、「意思形成過程や事務手続きの過程について記録を残すことが必要であり、市の事業は、開示請求に限らず、あらゆる場面で説明を求められるものであることを念頭に置き、文書を残していなければならず、今後の事務改善に努められたい」とする意見。

- ③個人情報保護条例及び情報公開条例の改正に係る当審査会の答申では、本委員から「情報公開について、瀬戸市の現状は、文書の不存在が多い、もう少し情報公開の体制を整えて、きちんと文書を揃えて、何があっても公開できる、行政として積極的に必要な情報を提供すべきである」とする指摘。

上記の通り、文書記録を残すことの重要性を指摘されていた情報公開・個人情報保護審査会の補足意見を題材にして、令和4年12月議会にて「一般質問」を行うことで、本市の公文書のあり方の問題を取り上げ、本件条例化への必要性を訴える取組みを行いました。

3 まとめ

公文書の不適切な取扱いは、執行機関との信頼を損なうだけでなく、議会と住民との協働も困難にするものと考えます。また、公文書管理法施行後10年、情報公開法施行後20年が経過する中で、公文書の作成・管理とその公開は、国民主権と住民自治を支える両輪であり、民主主義を支える屋台骨となるものです。

公文書管理の目的は、「行政が適正かつ効率的に運営」されるためでありますが、住民に対する責任を明確にする本市の情報公開条例が謳う「住民に対して説明する責務」を全うするための手段の一つが、「公文書の公開」です。しかし、公文書の作成・保存・管理が適切に取扱いされていなければ、責務を果たすことができません。こうした視点から、不適切な公文書管理が招く影響が大きいものとして、次のことを指摘するものです。

- ・執行機関の事務手続きの透明性を確保する上で、「情報公開」と「公文書の適正な管理」は、両輪として必要とされています。現在、公文書への意識を高めるため、一部の若手職員を対象にした職員研修の実施だけでなく、幹部職員を含め全職員に対して公文書の適正な管理に向けた意識改革を行う必要があります。
- ・本市情報公開・個人情報保護審査会の答申において、「公正で開かれた行政を推進するためにも、公文書の適正な作成・保存・管理について事務改善に努められたい」とされたものの、現行の文書取扱規程は、行政内部のマニュアル（仕様書）でしかないため、文書作成義務を課す条例（法規）の必要性を研究し、事務手続きの透明性と議会及び市民への説明責任を果たせるよう適切な対策を講じる必要があります。

以上